

令和３年度第１回京都市客引き行為等対策審議会 次第

日時	令和４年２月４日（金） 午後２時から午後４時
場所	京都市男女共同参画センター ウィングス京都２Ｆ セミナー室Ｂ (京都市中京区東洞院通六角下る御射山町２６２)

１ 開会

２ 委員の紹介

資料 １

３ 議題

- (１) 会長及び副会長の選任等について
- (２) 本市の客引き行為等対策の取組状況について
- (３) 今後の客引き行為等対策及び啓発の在り方について

資料 ２

資料 ３

４ 閉会

【添付資料】

- | | |
|------|-------------------------|
| 資料 1 | 京都市客引き行為等対策審議会委員名簿 |
| 資料 2 | 本市の客引き行為等対策の取組状況について |
| 資料 3 | 今後の客引き行為等対策及び啓発の在り方について |

【その他資料】

- (1) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例
- (2) 京都市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則
- (3) 客引き行為等に該当する行為の考え方について
- (4) 改正条例周知チラシ
- (5) 【広報資料】京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名，店舗名等の公表について（令和4年1月26日）

京都市客引き行為等対策審議会 委員名簿

役 職 等	氏 名
一級建築士事務所スーク創生事務所代表	おおしま さちこ 大島 祥子
市民公募委員	おおうら けいこ 大浦 啓子
京都橘大学経営学部教授	きのした たつふみ 木下 達文
同志社大学法学部教授	さいき あきひろ 佐伯 彰洋
市民公募委員	しんぐう れみ 神宮 怜実
弁護士（塚本法律事務所）	つかもと ひでのぶ 塚本 英伸

(五十音順・敬称略)

京都市の客引き行為等対策の取組状況について

平成 25 年 7 月 10 日	京都市長に対する要望 京都市長に対し、地元商店街振興組合、自治連合会等の連名で、「歩道上での客引き・キャッチなど営業行為に対する規制の条例化」について要望書が提出された。
平成 26 年 8 月 1 日	「第 1 回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催 客引き行為等対策について、学識者や商業者従事者による専門的な見地からの意見を聴取するために開催（全 4 回実施）。
8 月 1 日 ～ 15 日	市政総合アンケートの実施
9 月 2 日	「第 1 回商店街連絡会議」の開催 特に客引き行為等の数が多い区域の商店会の代表者から意見を聴取するために開催（全 3 回実施）。
9 月 30 日	「第 2 回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催
10 月 6 日	「第 2 回商店街連絡会議」の開催
10 月 28 日	「第 3 回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催
11 月 21 日	「第 4 回京都市客引き行為等対策懇談会」の開催
12 月 4 日	「第 3 回商店街連絡会議」の開催
平成 26 年 12 月 9 日 ～ 平成 27 年 1 月 8 日	「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」骨子案に対する市民意見募集（パブリック・コメント）の実施
3 月 27 日	「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の制定 平成 27 年 2 月市会において、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定」について提案し、同年 3 月 20 日に全会派一致で可決、同月 27 日に公布した。
4 月 1 日	「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の施行

	(客引き行為等対策指導員による運用開始)
4月24日	地元団体、警察、行政の合同による啓発パトロールの実施 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の施行に伴い、立誠自治連合会等の地域団体、京都府警察、京都市が合同で、木屋町地域における啓発パトロールを実施した。
5月 1日	平成27年度「第1回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 「京都市客引き行為等対策審議会」 条例施行に伴い、禁止区域の指定その他条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるために設置されたもの
6月18日	京都市長に対する「客引き行為等禁止区域に関する要望書」の提出 河原町・木屋町・祇園地域等の商店会・自治組織（計15団体）から「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。
6月19日	平成27年度「第2回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 諮問「客引き行為等禁止区域の指定について」
7月10日	平成27年度「第3回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 答申「客引き行為等禁止区域の指定について」 「客引き行為等禁止区域」の指定 【祇園・河原町区域】
7月31日	客引き行為等禁止区域の指定 【祇園・河原町区域】
9月 1日	客引き行為等禁止区域（祇園・河原町区域）における指導等の開始
9月 1日	地元団体、警察、行政の合同による啓発パレードの実施 同日付けの条例の全部施行に伴い、河原町商店街振興組合等の地元団体、京都府警察、京都市が合同で、河原町通、寺町通等において啓発パレードを実施した。
10月 2日	地元団体、警察、行政の合同による啓発パトロールの実施

	9月1日の条例の全部施行に伴い、祇園商店街振興組合等の地元団体、京都府警察、京都市が合同で、祇園地域における啓発パトロールを実施した。
平成28年 3月22日	近畿圏内各大学、短期大学121校に対し、京都市、兵庫県、大阪市、京都府警、兵庫県警、大阪府警の連名で、「繁華街における迷惑な客引き行為にかかる学生への啓発」について申入れを行った。
5月 6日	条例第11条に基づく命令（行った者）【初】
6月24日	地元団体、京都府警察との合同による啓発パトロールの実施 京都府の改正風営法施行条例の施行に伴い、京都府警察、地元団体と合同で、祇園・木屋町区域において啓発パトロール（祇園・木屋町クリーン大作戦）を実施した。
8月19日	条例第20条の規定に基づく過料処分（2名）【初】
9月 1日	条例第12条の規定に基づく違反者の氏名等の公表【初】 8月19日に過料処分とした者について、氏名等を公表した。 （2件同時に実施）
11月 8日	京都市長に対する「客引き行為等禁止区域に関する要望書」の提出 京都駅北側周辺の商店街・自治組織（計6団体）から「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。
11月14日	京都市長に対する「客引き行為等禁止区域に関する要望書」の提出 日彰自治連合会会長から「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。
12月12日	平成28年度「第1回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 諮問「客引き行為等禁止区域の指定について」
平成29年 1月13日	平成28年度「第2回京都市客引き行為等対策審議会」の開催 答申「客引き行為等禁止区域の指定について」
	「客引き行為等禁止区域」の追加指定 【東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域】
2月15日	客引き行為等禁止区域の指定

		【東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域】
	3 月 1 日	地元団体、京都府警察との合同による啓発パトロールを実施 七条商店街振興組合等の地元団体、京都府警察と合同で、京都駅北側周辺区域における啓発パトロールを実施した。
	4 月 1 日	客引き行為等禁止区域（東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域）における指導等の開始
	7 月 3 1 日	京都市長に対する「客引き行為等禁止区域指定に関する要望書」の提出 京都タワービルを所有・管理する京阪ホテルズ&リゾーツから「客引き行為等禁止区域に関する要望書」が提出された。
	8 月 3 1 日	客引き行為等禁止区域の指定 【京都タワービルの敷地（正面エントランス付近及び敷地の外周部分）】
	9 月 1 4 日	地元団体、警察との合同による広報啓発活動を実施 8 月 3 1 日に京都タワービルの敷地を禁止区域に指定したことに伴い、京都タワービルや七条商店街振興組合等の地元団体、京都府警察と合同で、京都駅北側周辺区域における広報啓発活動を実施した。
	1 0 月 1 日	客引き行為等禁止区域（京都タワービルの敷地）における指導等の開始
	1 1 月 2 4 日	地元団体、警察との合同による啓発パトロールを実施 地元団体、京都府警察と合同で、祇園・木屋町区域における啓発パトロール（祇園・木屋町クリーン大作戦）を実施した。
平成 3 0 年	1 月 3 0 日	平成 2 9 年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催
	7 月 3 1 日	客引き行為等禁止区域の指定 【京都あじびる河原町及び河原町 D E C K の敷地】
	9 月 1 日	客引き行為等禁止区域（京都あじびる河原町及び河原町 D E C K の敷地）における指導等の開始
平成 3 1 年	1 月 2 9 日	平成 3 0 年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催 他都市の状況等について検討。
令和元年	7 月 3 1 日	令和元年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催 他都市の客引き行為等の規制に関する条例との比較対照などに

8月8日～9月16日 11月24日 令和2年 4月 1日 9月18日	よる条例改正に向けての審議。 条例改正に伴うパブリックコメント実施にあたっての事前検討。 改正条例案についてのパブリックコメントを実施 11月市会に一部を改正する条例案を提案，全会派一致で可決 改正「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」施行 改正条例第18条の規定に基づく違反者の氏名，店舗名等の公表【初】 8月26日に過料処分とした者について，初めて関係店舗名を公表した。 （違反者2名，違反店舗3件同時に公表） 令和2年度「京都市客引き行為等対策審議会」の開催 違反者4名，違反店舗4件公表 木屋町地区3箇所への啓発立札の設置 違反者5名，違反店舗6件公表 違反者1名，違反店舗1件公表 違反者5名，違反店舗6件公表
11月5日 令和3年 1月22日 3月18日 4月28日 7月28日 10月27日	

京都市の客引き行為等対策の取組状況（指導等件数等）について
（令和３年１２月末現在）

1 指導等の件数

	文書指導	勧告	命令	過料	公表
平成２７年度	４２	１３	０	０	０
平成２８年度	７０	２０	１１	５	２
平成２９年度	９５	１９	１２	７	５
平成３０年度	８８	２８	１４	１１	１１
令和元年度 （平成３１年度）	１２３	５７	２９	１７	１４
令和２年度中	７６	２４	１９	１３	１０
令和３年４月	９	７	０	１	５
５月	６	３	３	０	０
６月	２	３	５	１	０
７月	１１	３	０	２	１
８月	３	１	２	２	０
９月	５	０	０	３	０
１０月	１３	３	２	１	５
１１月	２１	１	２	２	０
１２月	６	８	２	１	０
令和３年度中	７６	２９	１６	１３	１１
合 計	５７０	１９０	１０１	６６	５３

2 区域ごとの指導等件数

	文書指導	勧告	命令	過料	公表
祇園・河原町区域	４５７	１５５	８０	５２	４２
東洞院錦小路	５	１	０	０	０
京都駅北側	１０８	３４	２１	１３	１１
合 計	５７０	１９０	１０１	６５	５３

※ 過料１件については、報告の徴収違反によるもので区域の計上なし。

3 行為態様別（業種別）の指導件数

行為態様の種別（業種別）		件 数
客引き行為	（居酒屋）	5 3 2 （ 2 3 0 ）
	（カラオケ店）	1 6 （ 7 ）
	（風俗店）	2 （ 0 ）
	（その他）	1 1 （ 1 0 ）
勧 誘 行 為		8 （ 0 ）
そ の 他		1 （ 0 ）
合 計		5 7 0 （ 2 4 7 ）

※ （ ）は「行かせた者」の内数

※ 「その他」については、「指導書受領拒否の上、立ち去り」

4 被指導者（行った者）の学職別の割合

学 職 別	大学生	専門学校生	高校生	店舗関係者	不明
平成 30 年度まで	111 (56.3%)	12 (6.1%)	8 (4.1%)	63(32.0%)	3 (1.5%)
令和元年度 (平成 31 年度)	39 (65.0%)	6 (10.0%)	0 (0%)	15(25.0%)	0 (0%)
令和 2 年度	19 (47.5%)	2 (5.0%)	1 (2.5%)	16(40.0%)	2 (5.0%)
令和 3 年度 (12 月まで)	15 (57.7%)	0 (0%)	1 (3.8%)	9(34.6%)	1 (3.8%)
合 計	184 (56.9%)	20 (6.2%)	10 (3.1%)	103(31.9%)	6 (1.9%)

※ 「行った者」の文書指導 3 2 3 件（令和 3 年 1 2 月末現在）

※ 被指導者の学識等については、自称を含む。

(参考) 客引き行為者数の変遷

1 祇園・河原町区域

調査年度	行為者数	条例制定前との比較	前年度との比較
平成 26 年 12 月 (条例制定前)	104.0 人	—	—
平成 27 年 12 月 (条例制定後)	46.5 人	△55.3%	△55.3%
平成 28 年 12 月 (〃)	47.7 人	△54.1%	△2.6%
平成 29 年 12 月 (〃)	33.7 人	△67.6%	△29.4%
平成 30 年 12 月 (〃)	48.8 人	△53.6%	44.8%
令和元年 12 月 (〃)	60.9 人	△41.5%	24.8%
令和 2 年 1 2 (改正条例施行後)	51.5 人	△50.5%	△15.4%
令和 3 年 12 月 (〃)	54.5 人	△47.6%	5.8%

2 東洞院錦小路周辺区域

調査年度	行為者数	禁止区域指定前との比較	前年度との比較
平成 28 年 12 月 (禁止区域指定前)	3.2 人	—	—
平成 29 年 12 月 (禁止区域指定後)	0.9 人	△71.8%	△71.9%
平成 30 年 12 月 (禁止区域指定後)	1.7 人	△46.9%	88.9%
令和元年 12 月 (〃)	0.1 人	△96.9%	△94.1%
令和 2 年 1 2 (改正条例施行後)	0.2 人	△93.8%	100%
令和 3 年 12 月 (〃)	0.1 人	△96.9%	△50.0%

3 京都駅北側周辺区域

調査年度	行為者数	禁止区域指定前との比較	前年度との比較
平成 28 年 12 月 (禁止区域指定前)	10.0 人	—	—
平成 29 年 12 月 (禁止区域指定後)	6.5 人	△35.0%	△35.0%
平成 30 年 12 月 (禁止区域指定後)	8.7 人	△13.0%	33.8%
令和元年 12 月 (〃)	15.3 人	53.0%	75.9%
令和 2 年 1 2 (改正条例施行後)	7.1 人	△29.0%	△53.6%
令和 3 年 12 月 (〃)	5.7 人	△43.0%	△19.7%

京都市の客引き行為等対策の取組状況（啓発活動等）について

1 全体的な啓発取組状況

今年度の上半期については、6月からの1か月間、京都駅地下通路のデジタルサイネージを活用し、動画による啓発を行ったが、その他については、緊急事態宣言等の発出に伴う飲食店への各種要請や市民や観光客等の飲食店利用者の減少に鑑み、大規模な啓発は見送った。

その後、新型コロナウイルス感染症感染拡大に一定の沈静化が見られた10月以降から、ポケットティッシュやカードの物品配布を行うなど市民や観光客等への発信を再開するとともに、昨年度に引き続き、禁止区域に近い地下鉄京阪三条駅、京都駅のホームドア広告による啓発を12月から1か月間行った。また、同期間に阪急京都河原町駅地下通路にも同趣旨のポスター掲示による啓発を実施した。

これら啓発については、コロナ禍においても客引き行為を行う店舗を利用する利用客が一定数認められたこともあり、令和2年度以降、力を入れている「客引きについていけないで」といった利用客に対する啓発を積極的に展開した。

また、令和2年度末には、京都の景観になじみ且つ通行人の目につくようにと「客引き行為等禁止」「客引きについて行かないで」という旨をイラストとともに記載した木製高札を木屋町通に3箇所設置した。

令和2年度以降、啓発の内容を利用客に対するものに力をいれるとともに啓発物の多くに客引き条例違反者を公表するホームページにアクセスが可能な二次元コードを記載した。

こうした啓発活動の展開以降、京都市情報館における違反店舗名等の公表サイトへのアクセス数が増加していることから、人流がふたたび活発化した時期に飲食店利用者等への情報の浸透が図れたものと思われる。

2 啓発物

＜ポスター等＞

- (1) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例周知啓発ポスター（B 2・B 3 カラー 一）



条例で規定されている違反行為、禁止区域等の適用をまとめ、禁止区域内外の飲食店等に掲示を依頼することで、特に事業者へ条例の周知啓発を意図するもの。

ポスターの主な配架先

飲食店関係者、不動産取引関係団体、地元自治体等

- (2) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例周知啓発ポスター（B 3 カラー）



- (1) が事業者向けの周知啓発を図るものであったのに対し、本版は交通機関へ掲出したポスター意匠を活用し、主に飲食店等の利用者を対象に据えたもの。

二次元コードを活用し、違反店舗名等の公表状況へのアクセスを容易にしている。

ポスターの主な配架先

飲食店関係者、地元自治体等

(3) 客引き行為等への注意喚起ポスター (500×500mm)



掲出場所

地下鉄東西線 京阪三条駅臨時ホームドア

設置状況 (12月6日～1月7日)

(4) 客引き行為等への注意喚起ポスター (B O 1030 mm×1456 mm)



掲出場所

地下鉄丸線 京都駅ホームドア (国際会館行)

設置状況 (12月3日～1月7日)

(5) 客引き行為等への注意喚起ポスター (B2 515×728 mm)



設置状況 (12月15日~1月11日)



掲出場所

阪急京都河原町駅・木屋町方面出口通路

(6) 客引き啓発デジタルサイネージ (70インチ カラー 4面 15秒)





掲出場所

京都駅北烏丸公共地下道ビジョン（ノースビジョン）

啓発状況（6月21日～7月18日）

<チラシ等>

(7) 客引き行為等禁止啓発カード（名刺サイズ・A7 カラー両面）



名刺サイズをカードとして、またA7サイズ版も作成し、後者はポケットティッシュに挟み込んで配布している。

主な配布先

飲食店等、市民、観光客等

(8) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例周知啓発ステッカー（128mm×182mm）



主な配布先

飲食店等、市民、観光客等

<立札>

(9) 客引き行為等対策立札 (高さ 180 cm×幅 105 cm 銅版屋根, 盤面及び支柱は檜)



← 盤面デザイン

設置箇所 ↓



(左上より)

- (1) 京都市中京区中島町 三条木屋町交差点南側
木屋町通中央の植樹帯
- (2) 京都市中京区下樵木町 木屋町南車屋交差点
北西角 高瀬川沿いの植樹帯
- (3) 京都市下京区柏屋町 四条木屋町交差点北側
四条小橋上の植樹帯

○主な盤面記載内容

ア 客引き撲滅標語「いかのさしみ」

客引きを「しない、させない、ついてい**か**ない」

客引きの「うまい話につ**い**の**ら**ない」

客引きに「頼るお店を**さ**けましょう」

客引き料「**し**らないいうちに代金へ」

客引きの「ないまち**み**んなでつくりましょう」

設置の趣旨である「客引きをしない、させない」、「客引きについていけない」という内容を市民や観光旅行者等の皆様に分かりやすく伝え、覚えてもらえるように親しみやすい語呂合わせによる客引き撲滅標語を作成。

イ 客引き行為等禁止に係るイラスト

客引き行為等が禁止されていることを視覚的に分かりやすく表現したピクトグラムを使用したイラストを採用。

ウ 違反店舗名等公表中の「京都市情報館」にアクセス可能な二次元コード

再三の指導に従わず、違反行為を繰り返し行った者については、「京都市情報館」で氏名や違反店舗名等を公表しており、同サイトに直接アクセスができる二次元コードであり、市民や観光旅行者等の皆様に対する情報提供を目的としている。

エ 差し替え可能なインフォメーション板

盤面下段に、差し替え可能な加工を施したインフォメーション板を導入。設置当初は、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防に関する啓発としているが、今後は課内各事業等の啓発にも活用していく予定。

3 路面標示（路面シート及び路面タイル）

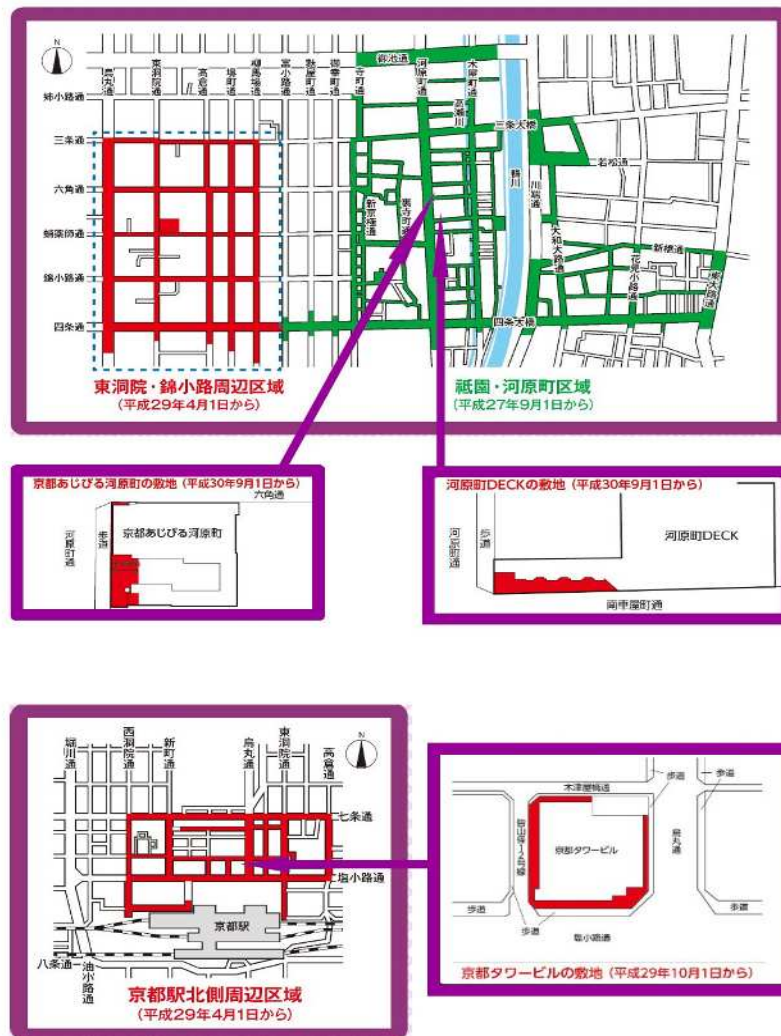
客引き行為等禁止区域については、チラシ等の啓発物により周知するほか、路面シート及び路面タイルにより標示している。

四条通・木屋町を中心に、路面タイル設置可能箇所はタイル標示に変更し、随時路面シートの更新も行っている。



路面標示のデザイン

客引き行為等禁止区域図



4 ホームページ（京都市情報館）



「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に関する広報資料（例）

- 令和2年3月31日 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の一部改正について
 - 令和3年3月18日 客引き行為等対策立札の設置について
 - 令和3年9月1日 路上でのキャッチ、スカウト等の客引き行為等に注意
 - 令和3年10月27日 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表について
 - 令和3年10月27日 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表一覧について
- ※ 「京都市客引き行為等対策審議会」の開催や「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」違反者の氏名等の公表についても、ホームページに随時掲載している。

5 地元団体や関連業界と連携した客引き行為等対策の取組状況

(1) 客引き対策パトロール

地元の自治会、商店会等が中心となって毎月実施する自主的な客引き行為等対策パトロールに、京都府警察とともに参加しており、現在は

- ・ 河原町パトロール（月2回）
- ・ 立誠パトロール（毎月第2、第4金曜日）
- ・ 京都駅パトロール（毎月14日）
- ・ 日彰パトロール（毎月15日）
- ・ 四条繁栄会商店街振興組合パトロール（毎月最終金曜日）

を実施している。

また、平成30年7月に私有地（京都あじびる河原町及び河原町DECKの敷地）を客引き行為等禁止区域に指定したことに伴い、指導等を開始した同年9月に、当該私有地及びその周辺で、ビルの所有者・管理者や地元団体、京都府警察と合同で

啓発活動を実施した。

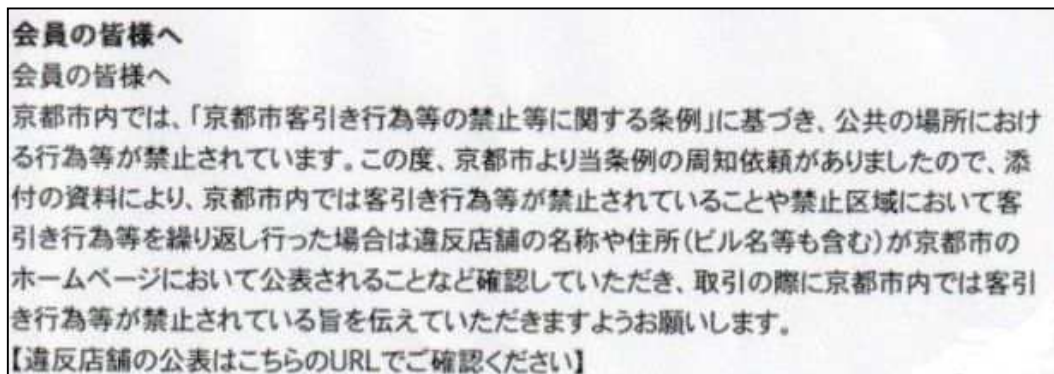
令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、各団体とも実施を見送った時期もあったが、おおむね従来通りのかたちで実施することができた。

なお、上記パトロールに対する支援の一環として、地元団体に対しては、腕章、ハンドプレート、保安灯等の物品を支給している。

(2) 関係団体等との連携

昨年度の条例改正により、違反店舗に係る建物所有者への通知が可能となったことで、建物オーナーから違反店舗等に対して指導が行われ、その効果も見受けられるようになった。

この新たな動きをより活発なものとするため、全日本不動産協会京都府本部に対し、客引き行為等禁止啓発に係るポスターの掲示及び条例周知依頼を実施し、賃貸借契約にあたっての留意事項として会員への周知またホームページへの掲出を行っていた。



6 大学生対策の状況

(1) 大学に対する啓発依頼

令和3年3月、大学コンソーシアム京都に加盟する約50校に対し、三都市県(京都市、大阪市、兵庫県)合同による啓発依頼文とともに客引き防止に係る啓発ポスターやクリアファイルの配布を行い、啓発を依頼した。

(2) 大学と連携した啓発

京都女子大学デザイン研究所と連携し、同学生によるデザインを活用した、同じ大学生目線による「客引きについていけない」「客引きのアルバイトをしない」旨の啓発ポスターを作成中。

(3) スマートフォンアプリやSNSを活用した啓発

「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ KYO-DENT や京都市公式SNS (Facebook, LINE, Twitter) を活用し、大学生を中心とした若年層への啓発を定期的に発信している。

今後の客引き行為等対策の在り方について

1 啓発についての今後の方針

条例制定時より行っている「客引き禁止」という行為者に対する啓発は一定数行いながら、令和2年度より特に力をいれている「客引きについていけない」という利用客に対する啓発を今後も積極的に展開していく。

そのような方針の中で、今年度より、京都女子大学デザイン研究所と連携し、同学生のデザインによるポスターや啓発物品の作成について、現在調整を行っている。（令和3年度中に、ポスター2種、啓発物品1種を3名の学生によるそれぞれ別デザインにより作成予定。）

これらは、行為者や利用客の多くを占める大学生を中心とした年齢層に対し、客引きに「ついていけない」また「アルバイトをしない」といった啓発をより効果的に行うのが目的で、同じ大学生の作成によるデザイン等を用いることで、さらなるアピール力を発揮することを企図している。

次年度以降もこうした取り組みを継続し、従来式のポスターだけでなく、

- ・まずどういうものなら手に取ってみようと思うか
- ・さらに踏み込んで内容を確認してみようと思うか
- ・どういう媒体による発信が若年層にとって有効か

といったことについても積極的に大学生等の意見を取り入れながら、客引き行為等を行う飲食店の主たる利用客である若年層への効果的な啓発手段を模索し、新たな啓発を展開する。

2 客引き行為等に対する指導取締における問題点

(1) 客引き行為等を行わせた店舗の特定について

専門業者を介した違反行為について、同業者が複数の店舗と契約している場合、「客のニーズに応じて店舗を紹介するつもりであった」などと申し立て、直接的な違反店舗について明言を避けるケースが増加している。

このような場合、違反者に対して事実関係を聴取する等して店舗の特定に努めているが、同様のケースが今後増加した際、関係店舗への指導が及ばないこととなるのか、或いは、専門業者の契約店舗、すなわち「紹介する可能性があった全ての店舗」に対して指導が及びうるのかといった問題が生じてくる。

(2) 住所等の人定事項を回答しないものに対する対応

人定事項については、指導現場において、本人による申告また身分証明書等の提示によるほか、後日違反者の住民票を取得し確認を行ったうえで、指導書等を交付している。

しかしながら、大学生等で住民票の届出をしていない者や、運転免許証等身分証明書記載の住所と、現在の居住実態のある住所が明らかに相違していると思料される住所地を申告する者が現れている。

こうしたケースについては、条例第16条にもとづく「報告の徴収」を令和3年9月に初めて実施し、より正確な人定事項確認のための対策を強化している。

(3) 悪質な違反者に対する対応

指導を繰り返し受ける者は店舗等を含めて、特定の者に限定されてきている状況にある。

こうした違反店舗にあつては、過料についても必要経費として認識しており、罰則としてのその有効性は極めて薄い。

また、実際に客引き行為を行った者に対し過料処分を科しても、実質は客引き行為を行わせた店舗（営業者）が支払うことが前提となっており、アルバイトとして違反行為を行う者にとっての経済負担的制裁としての過料という意味では、実効性に欠いたものとなっている。

(4) 客引き行為者にとって有益な環境の形成

成果報酬となっており、客引き行為を行い、利用者を呼び込むことが出来れば、その分報酬が増加するという雇用形態が一般的なものとなっている。

また、他のアルバイトに比べて、そのアルバイト料はかなり高額なものとなっており、「住所氏名等の公表を伴っても、安易に高額な報酬を得ることが出来るアルバイト」として一度関与するとなかなか抜け出せなくなるのが、(3)のとおり特定の違反者を生む結果につながっている。

一部では、客引き行為者のなかで「売り上げランキング」とでもいうべき制度があり、ランキングの上位になれば報酬の割合が増加したり、行為場所についてもより有利な場所が与えられる等「客引きを行わせた者」が巧妙な手段を講じて行為者を使用し、「行った者」双方にとって有益な環境を形成しつつある実態が見受けられる。